

# 国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の 仮徴収(年金天引き)のお知らせ

令和6年度の国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の仮徴収(年金天引き)を、4月から行います。納付方法の変更を希望する人は、手続きを行ってください。  
詳しくは、**本保険年金課(回②2429)**へ。



▲市ホームページは  
こちら



## ■仮徴収とは

令和6年度の保険税(料)について、4・6・8月の年金から、仮の金額で徴収を行うことを仮徴収といいます。仮徴収する金額は、令和5年度の保険税(料)を基に算定を行います。

※令和6年度の年間保険税(料)額については、7月に決定し、同月中に通知予定です

## ■仮徴収の対象

令和5年10月1日までに要件を満たした世帯(人)が対象となります。加入している保険ごとに対象となる世帯(人)が異なりますので、詳しくは、下図で確認してください。

## ■納付方法の変更を希望する人は申請を

仮徴収(年金天引き)対象者の場合でも、申請により年金からの天引きではなく、口座振替に納付

方法を変更することができます(納付書による納付への変更はできません)。

口座振替による納付を希望する人は、保険年金課または各行政センターで申請してください。

※口座振替ができなくなった場合は、年金天引きが再開される場合があります

**持ち物** ①被保険者証 ②口座振替依頼書の本人控(新規で口座振替の申し込みをした人)

**申請期限** 1月31日(水)

※4月の仮徴収から変更を希望する人の期限です。  
申請は随時受け付けています

## ■仮徴収に該当しない場合は

令和6年度は、納付書または口座振替による納付になります。納期は7月から翌年2月までの年間8回です。7月中旬に送付する通知書を確認してください。

## 国民健康保険税

仮徴収の対象となる世帯

- ①世帯主の介護保険料が年金天引きされている
- ②世帯主が国保に加入している
- ③世帯の国保加入者の全員が65歳以上75歳未満
- ④世帯主の特別徴収対象年金額(年金天引きの対象となる年金額)が年間18万円以上
- ⑤介護保険料と国保税の合計が、世帯主の特別徴収対象年金額の2分の1を超えない
- ⑥年度内に75歳になる加入者がいない
- ⑦納付方法変更申出により口座振替に変更していない

## 後期高齢者医療保険料

仮徴収の対象となる人

- ①介護保険料が年金から天引きされている
- ②特別徴収対象年金額(年金天引きの対象となる年金額)が年間18万円以上
- ③介護保険料と後期保険料の合計が、特別徴収対象年金額の2分の1を超えない
- ④納付方法変更申出により口座振替に変更していない

既に年金から天引きされている世帯または人

令和6年2月の年金から天引きされた金額と同額を  
4・6・8月に仮徴収します

令和6年4月から  
新規で年金からの天引きとなる世帯または人

これまで納付書または口座振替で納付していた  
令和5年度の年間保険税を  
年金支給回数(6回)で割った額を  
4・6・8月に年金から仮徴収します